

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等に係る
療養費の支給における留意事項について

慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のために使用される弾性ストッキング及び弾性包帯（以下「弾性着衣等」と言う。）に係る療養費の支給については、「慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」（令和2年3月27日付け保発0327第5号）により通知されたところであるが、支給に当たったの留意事項は下記のとおりであるので、周知を図られたい。

記

1 支給対象

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第57号）の「J001-10 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）」が行われた患者であって、医師の指示に基づき販売店等で購入される当該患者の弾性着衣等について、療養費の支給対象とする（当該処置に際し、保険医療機関で弾性着衣等を給付した場合、処置に要する材料等は所定点数に含まれるため療養費の対象とはしない。）。

2 弾性着衣等の支給

（1）支給回数

弾性着衣等は、1回に限り療養費の支給対象とする。ただし、患者の疾患が治癒した後、再発した場合は、再度支給して差し支えない。

なお、1度に購入する弾性着衣等は、洗い替えを考慮し、装着部位毎に2着（弾性包帯の場合は2巻）を限度とする（パンティストッキングタイプの弾性ストッキ

ングについては、両下肢で1着となることから、両下肢に必要な場合であっても2着を限度とする。)

(2) 製品の着圧

弾性ストッキングについては、30 mmHg以上の着圧のものを支給の対象とする。ただし、強い着圧では明らかに装着に支障をきたす場合など、医師の判断により特別の指示がある場合は15mmHg以上の着圧であっても支給して差し支えない。

(3) 支給申請費用

療養費として支給する額は、弾性ストッキングについては1着あたり28,000円(片足用の場合は25,000円)を上限とし、また、弾性包帯(筒状包帯、パッティング包帯、粘着テープ等を含む。)については1巻あたり14,000円を上限とし、弾性着衣等の購入に要した費用の範囲内とすること。

(4) その他

弾性包帯については、医師の判断により弾性ストッキングを使用できないと指示がある場合に限り、療養費として支給する。

3 療養費の支給申請書には、次の書類を添付させ、治療用として必要がある旨を確認した上で、適正な療養費の支給に努められたいこと。

(1) 療養担当に当たる医師の弾性着衣等の装着指示書(装着部位等が明記されていること。別紙様式を参照のこと。)

(2) 弾性着衣等を購入した際の領収書又は費用の額を証する書類

(3) 弾性ストッキングを購入した場合、品名、購入数、着圧が確認できるもの。弾性包帯を購入した場合、品名、購入数、タイプ(弾性包帯、筒状包帯、パッティング包帯、粘着テープ等)が確認できるもの(それらの内容が記載された領収書又は費用の額を証する書類でも差し支えない。)